

議員提出議案第3号

湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年11月30日提出

湯河原町議会議長 露 木 寿 雄 様

提出者	湯河原町議会議員	室 伏 重 孝
賛成者	同	松 井 一 寿
	同	佐 藤 恵
	同	室 伏 寿美夫
	同	山 本 俊 明
	同	村 瀬 公 大
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

行政の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更すること及び消防本部の所管委員会を変更するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 湯河原町議会委員会条例（昭和33年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務文教・福祉常任委員会の項中「徴収対策課」を「徴収対策室」に改める。

第2条 湯河原町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

別表総務文教・福祉常任委員会の項中「、消防本部」を削り、同表環境・観光産業常任委員会の項中「下水道課」の次に「、消防本部」を加える。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。